**那須烏山市　洪水版**

**における洪水時の避難確保計画**

**令和　　年　　月**

**１　計画の目的**

　　この計画は、水防法第15条の３第１項に基づくものであり、　　　　　　　　　　の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**２　計画の適用範囲**

　　この計画は、　　　　　　　　　　　に勤務又は利用する全ての者に適用する。

**３　情報収集及び伝達**

　⑴　事前対策

　　　台風の接近などあらかじめ洪水の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直施設職員の増員やデイサービスの中止などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

　⑵　情報収集

　　ア　情報班が収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報、水位到達情報 | テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、栃木県防災メール |
| 那須烏山市からの注意喚起 | 防災行政無線、防災Infoなすからすやまアプリ・戸別受信機市、市防災・行政情報メール、SNS、市ホームページ |
| 那須烏山市において高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保を発令した場合の情報 | 防災行政無線、広報車、防災Infoなすからすやまアプリ・戸別受信機、市防災・行政情報メール、エリアメール・緊急速報メール、とちぎテレビデータ放送、サイレン、鐘、町内会・自主防災組織・消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話など |

　　イ　停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

　　ウ　提供される情報に加えて、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆がないか等、施設内から確認を行う。

　⑶　情報伝達

　　ア　施設で管理している施設内の緊急連絡網等に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を、　　　　　　　　等により施設内関係者間で共有する。

　　イ　警戒体制下で非常体制に移行する恐れがある場合には、施設で管理している緊急連絡網等に基づき、家族等に対し、「非常体制に移行した場合には、避難所（　　　　　　　　）へ避難する。」旨を連絡する。

　　ウ　非常体制に移行した場合には、那須烏山市0287-83-1117（総務課）に「これから、避難所（　　　　　　　　　　　　　）へ避難する。」旨を連絡する。

　　エ　非常体制に移行した場合には、施設で管理している緊急連絡網等に基づき、保護者等に対して、「非常体制に移行したので、避難所（　　　　　　　　　　　　）へ避難する。」旨を連絡する。

　　オ　避難の完了後、那須烏山市0287-83-1117（総務課）に避難が完了した旨を連絡する。

　　　※連絡については、避難所の市の職員に伝え、総務課へ伝達を依頼することも想定する。

　　カ　災害時に電話や携帯電話がつながりにくいときは、「災害用伝言ダイヤル171」や「災害用伝言サービス」を利用する。

**４　避難誘導**

　⑴　避難所

　　ア　避難所は、避難所（　　　　　　　　　　　　　）とする。

　　イ　周辺の災害状況に応じて、上記避難所へ避難するか、又は一時的な避難として次の場所へ避難するものとする。なお、災害状況等については、那須烏山市に確認する。

**・**

**・**

　　ウ　避難所への避難が危険な場合は、施設の　　　　　　　　　　　　　　　　へ避難誘導する。

　⑵　避難経路

　　　避難所までの避難経路については、別紙「避難経路図」のとおりとし、ルートを２通り以上想定しておく。

　⑶　避難誘導方法

　　ア　避難誘導班は、避難所に誘導するときは、　　　　　　　　　　　　　　により「避難場所、移動方法・経路・距離」について避難者に説明する。

　　　・避難所までの移動は、　　　　　　　　　　によるものとする。

　　　　車による移動：車両　　台（利用者　　名、施設職員　　名）

　　　・移設内の避難経路は　　　　　　　　　　　　　　　　　とする。

　　イ　避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

　　ウ　避難誘導員は、避難者が誘導員と識別できよう誘導用ライフジャケットなどを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。

　　エ　避難する際には、事業所のブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

　　オ　施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

　⑷　施設周辺や避難経路の点検

　　ア　　　　　　　　　　　へ移動する際、施設敷地内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。

　　イ　施設内の移動時に支障となるものがないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

**５　避難に係わる資器材等の整備**

　⑴　情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

　⑵　これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

（避難確保資器材等一覧）

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、防災Infoなすからすやま戸別受信機、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | 名簿（従業員、利用者等）、誘導旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、大人用おむつ、常備薬、ロープ、施設内避難のための水・食料・寝具・防寒具　等 |

　　※　施設の状況に応じて、資機材を加除してください

**６　施設における水防体制、活動内容等**

☐　自衛水防組織を設置する（設置済みの）場合

　　　別紙「自衛水防組織の編成等」及び「自衛水防組織の編成と任務」に基づき、施設における体制を構築する。また、活動する時期・基準については、次の表のとおりとする。

☐　自衛水防組織を設置しない場合

　　　10　防災体制　に基づき、施設における体制を構築する。また、活動する時期・基準については、次の表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 体制 | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応班 |
| 注意体制 | ・那須烏山市に大雨・洪水注意報発表・　　の水位（　　水位観測所）が氾濫注意水位に達したとき　等 | ・洪水をはじめとする気象に関する情報収集 | 情報班 |
| 警戒体制 | ・那須烏山市に大雨・洪水警報発表（警戒レベル３相当）・高齢者等避難の発令（警戒レベル３）・　　の水位（　　水位観測所）が避難判断水位に到達したとき　等 | ・洪水をはじめとする気象に関する情報収集 | 情報班 |
| ・使用する資器材の準備 | 避難誘導班 |
| ・入居（院）者の家族等への事前連絡 | 情報班 |
| ・周辺住民への事前協力依頼 | 情報班 |
| ・要配慮者の避難誘導 | 避難誘導班 |
| 非常体制 | ・那須烏山市に大雨特別警報発表（警戒レベル５相当）・避難指示の発令（警戒レベル４）・　　の水位（　　水位観測所）が避難判断水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき、又は、氾濫危険水位に到達したとき・危険の前兆を確認　等 | ・避難誘導・要配慮者以外の利用者、従業員の避難誘導 | 避難誘導班 |

　　※　自力避難が困難な方については、基準にとらわれることなく早めの避難を想定しておく。

（参考）各水位諸元

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 河川名 | 水　位観測所 | 水防団待機水位 | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 |
| 那珂川 | 小　口 | 4.00 | 5.00 | 5.00 | 5.50 |
| 荒　川 | 連城橋 | 1.20 | 1.50 | 2.00 | 2.50 |
| 箒　川 | 佐久山 | 1.90 | 2.50 | 3.50 | 4.00 |

出典：国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所HP（<https://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00094.html>）

　　　栃木県HP(<http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/>)

**７　地域との連携**

**⑴**日頃から、地域との関係を深め、非常災害時には、「地域住民からの支援」、そして、「地域の要配慮者の避難の受入れ」など双方向の連携を行うよう努める。

　⑵　避難を速やかに行うために、地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築し、合同で避難訓練を実施するよう努める。

**８　関係機関との連絡体制**

　⑴　那須烏山市　総務課　危機管理グループ　0287-83-1117

　⑵　那須烏山消防署　　　　　　　　　　　　0287-82-2009（代表）

　⑶　那須烏山警察署　　　　　　　　　　　　0287-82-0110（代表）

**９　防災教育及び訓練の実施**

　⑴　新規で従業員を採用したときは、随時、研修を実施する。

　⑵　毎年　　　　　　　月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

**10　防災体制**

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

統括管理者

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

統括管理者の代行者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長班員　　　　名班員氏名①　②　③　④　⑤　 | ・自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録・館内放送による避難の呼び掛け・洪水予報等の情報の収集・関係者及び関係機関との連絡 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長　班員　　　　名班員氏名①　②　③　④　⑤　 | ・避難誘導の実施・未避難者、要救助者の確認 |

**参考資料**

**【用語の解説】**

　➢気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できる。

　　<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index.html>

　➢水位の情報は、以下のホームページから入手することができる。

　　<http://www.river.go.jp/>

**【注意報・警報の基準】**

|  |  |
| --- | --- |
| 種　類 | 発表基準 |
| 【警戒レベル２】大雨注意報 | 大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき |
| 【警戒レベル２】洪水注意報 | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき |
| 【警戒レベル３】相当大雨警報 | 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき |
| 【警戒レベル３】相当洪水警報 | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき |
| 【警戒レベル５】相当大雨特別警報 | 大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき※洪水に関する特別警報は発表されない。 |

**【河川被害に関する避難指示等の発令基準】**

　避難指示等については、次のいずれかに該当する場合に発令するとともに、避難が必要な状況が深夜・早朝となることが見込まれる場合は、住民の安全確保を優先し基準にとらわれることなく早期に発令する。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 発令基準 |
| 【警戒レベル３】高齢者等避難 | ・那珂川の小口水位観測所の水位が避難判断水位（5.0ｍ）に達し、更に水位の上昇が予想される場合・荒川の連城橋水位観測所の水位が避難判断水位（2.0ｍ）に達し、更に水位の上昇が予想される場合・箒川の佐久山水位観測所の水位が避難判断水位（3.5ｍ）に達し、更に水位の上昇が予想される場合・氾濫警戒情報が発表されたとき |
| 【警戒レベル４】避難指示 | ・那珂川の小口水位観測所の水位が氾濫危険水位（5.5ｍ）に到達したとき・荒川の連城橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（2.5ｍ）に到達したとき・箒川の佐久山水位観測所の水位が氾濫危険水位（4.0ｍ）に到達したとき・氾濫警戒情報が発表されたとき |
| 【警戒レベル５】緊急安全確保 | ・那珂川で氾濫が発生したとき・荒川で氾濫が発生したとき・箒川で氾濫が発生したとき・氾濫発生情報が発表されたとき |

**別 紙**

**自衛水防組織の編成等**

自衛水防組織を設置する

場合のみ作成

**（自衛水防組織の編成）**

第１条　管理権原者（防火・防災管理者が設置されている場合にあっては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。）は、洪水時において避難確保計画に基づく、円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、**統括管理者を置く。**

　⑴　統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

　⑵　統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有す

る。

３　管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

　⑴　班は、**情報班及び避難誘導班**とし、各班に班長を置く。

　⑵　各班の任務は、別表に掲げる任務とし、各担当を指名する。

　⑶　自衛水防組織の活動拠点場所をあらかじめ定める。

**（自衛水防組織の運用）**

第２条　管理権原者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在し、対応する従業員が十分な体制を確保することが難しい場合、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

**（自衛水防組織の装備）**

第３条　管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

　⑴　自衛水防組織の装備品は、次の「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

　⑵　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

**別 紙**

自衛水防組織を設置する

場合のみ作成

**自衛水防組織の編成と任務**

統括管理者

　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　氏名

統括管理者の代行者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長　班員　　　　名班員氏名①　②　③　④　⑤　 | ・自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録・館内放送による避難の呼び掛け・洪水予報等の情報の収集・関係者及び関係機関との連絡 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長　班員　　　　名班員氏名①　②　③　④　⑤　 | ・避難誘導の実施・未避難者、要救助者の確認 |

**自衛水防組織の装備**

|  |  |
| --- | --- |
| 任務 | 装備品 |
| 情報班 | 名簿（従業員、利用者等）、情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、防災Infoなすからすやま戸別受信機、トランシーバー、携帯電話等）、照明器具（懐中電灯、投光機等）　等 |
| 避難誘導班 | 名簿（従業員、利用者等）、誘導の標識（誘導旗等）、情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等）、懐中電灯、携帯用拡声器、ライフジャケット、蛍光塗料、ロープ　等 |

**別 紙**

**避難経路図**

|  |  |
| --- | --- |
| 避難場所 |  |
| 経路中の危険箇所 |  |
| ※避難経路は、２ルート以上を想定

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名 | 建物階数 | 浸水深 | 浸水継続時間 |
|  |  |  |  |

 |